

## 矢吹町産業イノベーション創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢吹町産業イノベーション創出支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して、矢吹町補助金等の交付に関する規則(昭和52年矢吹町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は、町内において、新たな産業イノベーションの創出を目的とした研究団体が実施する活動に対して、その費用の一部を補助することにより、本町の地域特性や地域資源を活かした新産業の創出に寄与するとともに、産業イノベーションの啓発を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 産業イノベーション 新しい技術や商品・サービスの開発をはじめ、それまでのモノや仕組みなどに対して、新しい発想や技術を取り入れて、新たな価値を創造し、社会や暮らしによりよい変化をもたらすこと。

(2) 研究団体 産業イノベーション創出に向けた萌芽的な研究・調査や参入手法の検討を行う事業所等3者以上で構成される団体

(補助金の交付基準)

第3条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助額は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象事業 町内の産業イノベーションの創出に資する事業

(2) 補助対象者 環境・エネルギー関連産業への新たな事業参入を目指すことを目的とした研究団体

(3) 補助対象経費 別表のとおり

(4) 補助額 一つの研究団体につき、30万円以内

(申請書の提出期日)

第4条 規則第4条第1項の町長が定める期日は、補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

(事業計画の軽微な変更)

第5条 規則第9条第1項の町長が定める軽微な変更は、事業計画の実質的な変更ではなく、その細部についての変更とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(矢吹町補助金交付要綱の一部改正)

2 矢吹町補助金交付要綱（昭和53年矢吹町告示第23号）の一部を次のように改正する。

別表やぶきじくん支援事業補助の項の次に次のように加える。

産業イノベーション 創出支援事業補助	定額	事業の推進に関する経費	
-----------------------	----	-------------	--

## 別表（第3条関係）

経費区分	計上できる経費
報償費	・ 専門家や経験者の指導・助言に対する謝金等
旅費	・ 専門家や経験者の交通費 ・ 先進事例等調査に必要となる経費
消耗品費	・ 資料、図書、事務用品、コピー料等
通信運搬費	・ 資料等の運搬、郵送
印刷製本費	・ 資料作成等に係る印刷製本費
使用料・賃借料	・ 会議室の使用料等
広報費	・ 団体が行う広報活動に要する経費
その他の経費	・ 上位に掲げるもののほか、活動に必要と認められる経費